

## 公的研究費の不正防止に関する基本方針

ヤンマーホールディングス株式会社技術本部（以下、「当機関」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、関係府省から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下、「公的研究費」という。）について、公的研究費の運営・管理に関する基本方針を定め、不正使用の防止に努めてまいります。

### 1. （責任体系の明確化）

当機関は、公的研究費を適正に管理するために、責任体系を以下のように定めます。

また、これらを機関内外に周知・公表します。

最高管理責任者： 常務執行役員 技術本部長

全社を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負います。

統括管理責任者： 技術本部技術戦略部 部長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について当機関を統括する実質的な責任と権利を持ちます。

コンプライアンス推進責任者： 公的研究費に関わる各部門の部門長もしくは各部門の部門長から移譲された者

各部門における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持ちます。

### 2. （ルール of 明確化・統一化）

当機関は、公的研究費の運営・管理に関わる役員、従業員の権限及び職務を明確に定めるとともに、公的研究費に関する統一的な事務処理のルールを定め、公的研究費の運営・管理に関わる役員、従業員に対し周知・徹底を図ります。

### 3. （関係者の意識向上）

当機関は、公的研究費の運営・管理に関わる役員、従業員に対して、公的研究費の受領・使用にあたってのルールや会社の事務処理のルール、不正防止の仕組み等をコンプライアンス教育で周知し、意識の向上に努めます。

### 4. （不正防止計画の策定・実施）

当機関は、公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正防止計画を策定し、実施します。

### 5. （公的研究費インシデントの対応）

当機関は、万一、公的研究費のインシデントが発生した場合、会社規程に従って調査を行い、

不正が認定された場合、当該者に厳正な処分を行うと共に、不正使用を行った原因究明を行い、再発防止及び維持改善に努めます。また、不正な取引に関与した取引企業に対しては、取引停止等の措置を行います。

#### 6. (モニタリング)

当機関は、公的研究費を適正に執行するために、発注・検収・支払等の実施状況及び会計書類の確認、物品の実査等の必要な対策を行います。

#### 7. (情報発信・共有化の推進)

情報発信・共有化の推進を図るため、公的研究費の使用に関して機関内外に基本方針を示し、また相談を受け付ける窓口を設置します。

基本方針表明・相談窓口設置のための Web サイト：

[https://www.yanmar.com/jp/about/technology/public\\_research/](https://www.yanmar.com/jp/about/technology/public_research/)

#### 8. (公的研究費の不正防止の継続的見直し)

当機関は、公的研究費の不正防止のため、本基本方針及び関連する社内ルール、管理体制を定期的に見直し、改善を図ってまいります。

付則

##### 1. 制定年月日

2021年4月16日に制定し、即日施行する。

##### 2. 改定来歴

2023年6月27日 最高管理責任者および統括管理責任者の変更

2026年7月02日 最高管理責任者の役職変更および誤記修正

ヤンマーホールディングス株式会社 常務執行役員 技術本部長 道上 英二